

全国小学校道徳教育研究会・会則

○昭和47年10月25日 一部改正
○昭和58年2月18日 一部改正
○昭和61年2月27日 一部改正
○平成7年2月24日 一部改正
○平成16年2月20日 一部改正

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、全国小学校道徳教育研究会という。

第2条 この会の事務所は、会長の定めるところに置く。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、全国の小学校における道徳教育研究の交流、情報の交換などによって、道徳教育の推進と充実を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 道徳教育についての研究並びに調査
- 2 全国研究大会、講演会などの開催
- 3 会報、研究物などの発行
- 4 個人並びに地方研究団体の研究活動についての奨励助成
- 5 研究資料の交換
- 6 その他、必要と認められる事業

第3章 組織

第5条 この会は、全国都道府県の道徳教育研究団体、教育関係者をもって組織する。但し、事情により都市単位の加入を認める。また、個人の加入を認め、その細則は別々に定める。

第6条 この会の目的を達成するために、次の地区研究会を組織する。

- ・ 北海道地区小学校道徳教育研究会
- ・ 東北地区小学校道徳教育研究会
- ・ 関東地区小学校道徳教育研究会
- ・ 中部地区小学校道徳教育研究会
- ・ 近畿地区小学校道徳教育研究会
- ・ 中国地区小学校道徳教育研究会
- ・ 四国地区小学校道徳教育研究会
- ・ 九州地区小学校道徳教育研究会

第7条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 12名（北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・東京・本部3）
理 事 若干名（単位団体毎に）
常任理事 若干名
監 事 3名

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、この会の重要事項を審議する。
- 4 常任理事会は、企画および会務を処理する。

5 監事は、会計・会務を監査する。

第9条 役員を選出は、次の通りとする。

- 1 会長・副会長は常任理事会で選出し、理事会で承認する。
- 2 理事は、都道府県毎に選出する。
- 3 常任理事は、理事および単位団体の役員の中から会長が推薦する。
- 4 監事は常任幹事会で推薦し、理事会の承認を得る。

第10条 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。

第4章 運 営

第11条 この会に事務局を設け、事務局長および局員若干名を置く。事務局長は常任理事の中から会長が委嘱する。

第12条 この会を運営するために、次の会議を開く。理事会、常任理事会、監事会、事務局部長会、事務局会 これらの会は必要に応じて会長が召集する。

第13条 理事会は次の事項を行う。

- 1 会務の承認
- 2 予算、決算の承認
- 3 役員を選出および承認
- 4 その他、必要な事項の審議

第14条 会長は必要に応じ、常任理事会に諮って特別委員会を設けることができる。

第15条 この会に名誉会長並びに顧問・相談役若干名を置くことができる。名誉会長・顧問・相談役は、すべての会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 計

第16条 この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第17条 この会の会費は、会費その他の収入をもってあてる。

第18条 会費は単位団体の分担金、個人会費をもってあてる。

第19条 会長は常任理事会の審議と監査を経て予算書・収支決算書を作成し、理事会に報告し承認を得る。

付 則

- 1 会の運営に必要な細則は別々に定める。
- 2 会則の変更は理事会の承認を得なければならない。この会則は、昭和39年12月2日から実施する。